



## 長野県告示第393号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年 8月11日

長野県知事 田中 康夫

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
小川眼科医院	上田市大手2-2-10	平成15年 6月30日
井口医院	飯田市鼎切石4308番地	平成15年 7月 1日
医療法人隆誠会宮坂クリニック	伊那市伊那部宮下4747番地7	平成15年 6月30日
よこやま耳鼻咽喉科医院	駒ヶ根市中央3-5駅前ビル 3階	平成15年 5月31日
矢嶋内科医院	茅野市ちの3494番地	平成15年 5月31日

厚生課

## 長野県告示第394号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成15年 8月11日

長野県知事 田中 康夫

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
国民健康保険依田窪病院附属和田診療所	小県郡和田村1482番地2	平成15年 6月 1日
波田サン・マウント薬局	東筑摩郡波田町4417-28	平成15年 7月 1日
塩原薬局	東筑摩郡波田町5445-4	平成15年 7月 1日
佐野歯科医院	松本市寿台2-6-12	平成15年 7月 1日
たんぼぼ小野歯科医院	松本市大字新村字水無151-2	平成15年 7月 1日
そうざファミリー薬局	松本市大字惣社514-11	平成15年 7月 1日
常磐城のぞみ薬局	上田市常磐城5-1-18	平成15年 7月 1日
塩田ファミリー薬局	上田市大字小島字池頭168-4	平成15年 6月 6日
小川眼科医院	上田市常磐城5-1-27	平成15年 7月 1日
医療法人隆誠会宮坂クリニック	伊那市伊那部中島1374番地	平成15年 7月 1日
よこやま耳鼻咽喉科医院	駒ヶ根市赤穂14632番地1	平成15年 7月 1日
医療法人矢嶋内科医院	茅野市ちの3494番地	平成15年 6月 1日
たんぼぼ歯科クリニック	茅野市宮川4535-4	平成15年 7月 1日
J A あんずいせや薬局	更埴市雨宮317	平成15年 7月 1日

厚生課

## 長野県告示第395号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術所として、次のとおり指定しました。

平成15年8月11日

長野県知事 田中康夫

施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
吉原接骨院	上伊那郡南箕輪村10245-1	平成15年7月1日

厚生課

## 長野県告示第396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成15年8月11日

長野県知事 田中康夫

名 称	所 在 地	変 更 事 項			変 更 年 月 日
		新	旧	内 容	
和田村国民健康保険診療所	小県郡和田村1482-2	国民健康保険和田村歯科診療所	和田村国民健康保険診療所	名称の変更	平成15年 4月15日
特定医療法人 慈泉会	松本市本庄2丁目5番1号	特定医療法人 慈泉会	医療法人 慈泉会	開設者の名称の変更	平成15年 6月1日
		特定医療法人 慈泉会 相澤病院	医療法人 慈泉会 相澤病院	医療機関の名称の変更	

厚生課

## 長野県告示第397号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成15年8月11日

長野県知事 田中康夫

## 1 指定居宅サービス事業者

## (1) 訪問介護

事業所の名称	所 在 地	指 定 した 年 月 日
介護センターひだまり	茅野市金沢1881番地	平成15年8月1日

## (2) 訪問看護

事業所の名称	所 在 地	指 定 した 年 月 日
あおぞら診療所いまい	長野市川中島町今井1478番地2	平成15年6月20日

## (3) 訪問リハビリテーション

事業所の名称	所 在 地	指 定 した 年 月 日
あおぞら診療所いまい	長野市川中島町今井1478番地2	平成15年6月20日

## (4) 居宅療養管理指導

事業所の名称	所 在 地	指 定 した 年 月 日
ごうや歯科	松本市大手1丁目3番32号	平成15年6月1日
みのり薬局	長野市吉田2丁目1番28号	〃 〃
そうざファミリー薬局	松本市大字惣社514番地11	〃 〃
塩原薬局	東筑摩郡波田町5445番地4	〃 〃
西川歯科医院	上田市中央西2丁目5番12号	平成15年6月6日

あおぞら診療所いまい	長野市川中島町今井1478番地2	平成15年6月20日
福嶋メンタルクリニック	長野市若里6丁目1番6号ベルウィング2F	平成15年6月24日
(5) 通所介護		
事業所の名称	所在地	指定した年月日
宅老所あらや	小県郡東部町大字新屋75番地3	平成15年8月1日
デイサービスセンターのぞみ	小諸市甲字囃3731番地2	〃 〃
宅幼老所あやとり	諏訪市小和田9番6号	〃 〃
宅老所のぞみ	長野市篠ノ井有旅2337番地1	〃 〃
宅老所健康パーク宮城	南安曇郡穂高町大字有明7327番地66	〃 〃
ケアセンター笑顔	小諸市大字山浦654番地	〃 〃
(6) 福祉用具貸与		
事業所の名称	所在地	指定した年月日
株式会社ツチハシ	茅野市本町西21番2号	平成15年8月1日
J Aアップル福祉用具貸与事業所	中野市大字吉田519番地	〃 〃
シルバーケアのぞみ	小諸市甲字囃3731番地2	〃 〃
介護ショッピングイイヌまひまわり	下高井郡山ノ内町大字平穏2941番地13	〃 〃
ハーモニック・ケア	小県郡東部町大字祢津346番地1	〃 〃
信州物産株式会社	大町市大字平6351番地	〃 〃
2 指定居宅介護支援事業者		
事業所の名称	所在地	指定した年月日
波田総合病院居宅介護支援事業所	東筑摩郡波田町9802番地1	平成15年8月1日
シルバーケアのぞみ	小諸市甲字囃3731番地2	〃 〃
J A須高指定居宅介護支援事業所	須坂市大字井上1578番地2	〃 〃
香風園居宅介護支援事業所	更級郡上山田町大字上山田2454番地	〃 〃
ケアサポートせいざん	北佐久郡軽井沢町大字軽井沢206番地	〃 〃
南信濃村在宅介護支援センター	下伊那郡南信濃村和田1550番地	〃 〃

高齢福祉課

長野県告示第398号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条及び第82条の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年8月11日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者		
(1) 通所リハビリテーション		
事業所の名称	所在地	廃止した年月日
藤森介護保険居宅支援センター	松本市中央2丁目9番8号	平成15年4月1日
医療法人輝山会下久堅診療所デイケアセンター	飯田市下久堅知久平110番地	平成15年6月30日
(2) 福祉用具貸与		
事業所の名称	所在地	廃止した年月日
総合福祉ツクイ長野	長野市北尾張部765番地	平成15年7月16日
シルバーケアのぞみ	小諸市御影新田和田原2744番地3	平成15年7月31日
2 指定居宅介護支援事業者		
事業所の名称	所在地	廃止した年月日
波田総合病院	東筑摩郡波田町4417番地180	平成15年7月31日
社会福祉法人南信濃村社会福祉協議会	下伊那郡南信濃村和田1550番地	〃 〃
シルバーケアのぞみ	小諸市御影新田和田原2744番地3	〃 〃

高齢福祉課

長野県長野地方事務所告示第3号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成15年7月17日、次のとおり売りさばき人の名称変更の届出がありました。

平成15年8月11日

長野県長野地方事務所長 金井 範夫

新名称 長野危険物・防火管理協会

旧名称 長野危険物安全協会

会計課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年8月11日

長野県知事 田中 康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

県政世論調査業務

(2) 役務の特質

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成15年9月2日から平成15年12月24日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に種類及び規模を同じくする世論調査業務を誠実に履行した実績を有する者又は誠実に履行した実績を有する技術者を雇用している者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県経営戦略局広報広聴チーム

電話 026 (235) 7055

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年8月29日 午前11時

イ 場所 長野県庁議会棟405号会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年8月22日午後5時までに3の場所に提出しなければならない。なお、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければならない。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

広報広聴チーム

公告

長野県監査委員候補者を次のとおり募集します。

平成15年8月11日

長野県知事 田中 康夫

1 趣旨

住民参加による地方自治という新しい時代に対応できる自治体監査を行い、県民主役の県政を推進するため、「住民本位の監査」及び「外部の目による客観的な監査」を実行できる優れた識見及び経験を有する者を監査委員に選任することを目的として、長野県監査委員の候補者を募集します。

2 募集する職種等

募集する職種	募集人員	監査委員の職務内容
監査委員(常勤)の候補者	1名	地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項に規定する地方公共団体の財務に関する事務の執行に係る監査等